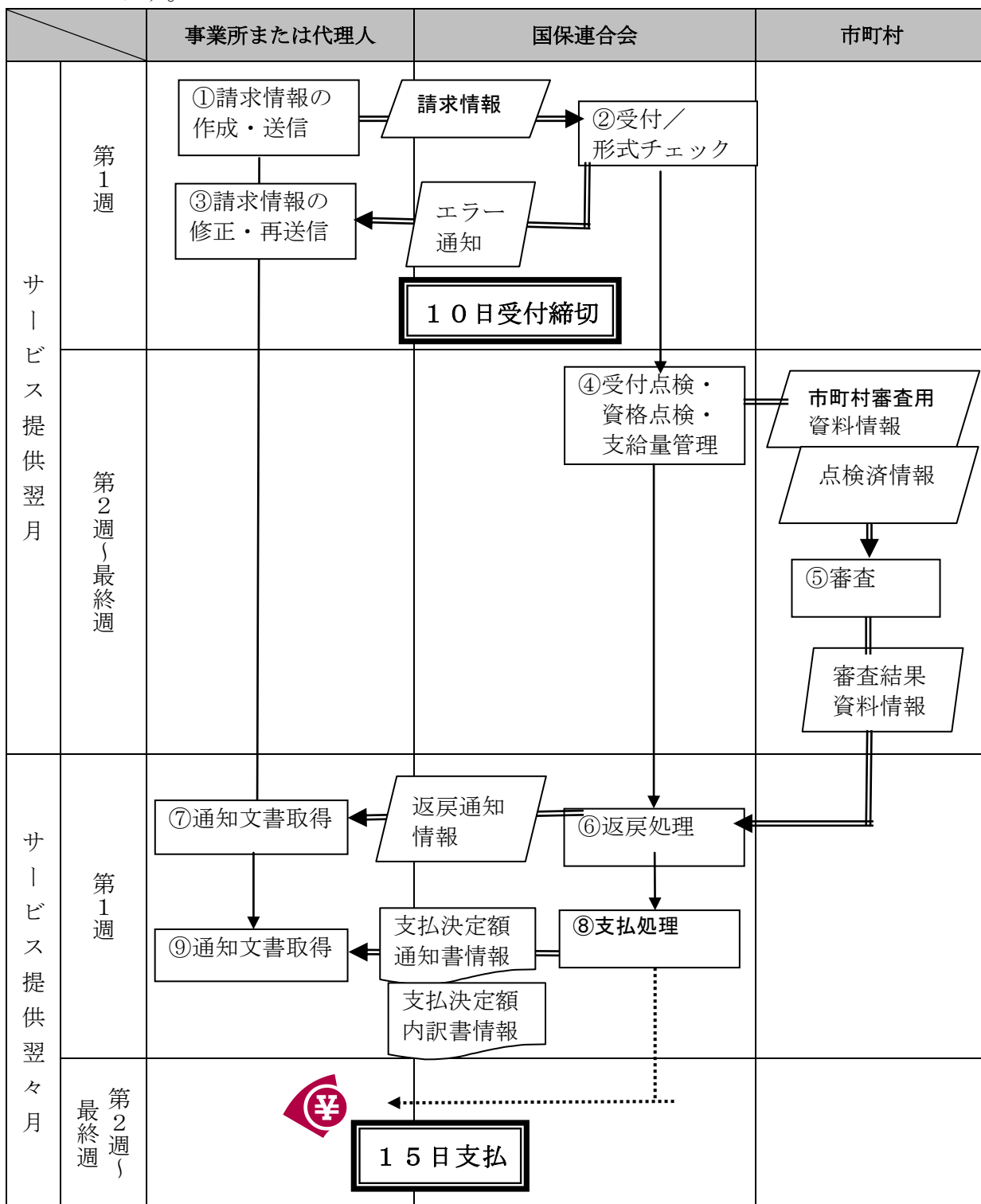


# 1. 障害福祉サービス費等請求から支払までの事務処理日程

## (1) 標準的な処理日程

障害福祉サービス費等の請求書は、サービス提供翌月の10日までに到着することが必要です。インターネット請求なので、夜間、休日も受付を行っています。

また、障害福祉サービス費等の支払は、サービス提供月の翌々月の15日となっています。



① 請求

事業所等は10日までに請求情報をインターネットにて送信します。

② 受付・形式チェック

インターネット請求にて送信した情報は、電子請求受付システムにて形式チェックを行います。

③ 請求情報の取り下げ・修正及び再送信

請求情報を送信後、請求内容の誤りに気付いた場合、10日までは事業所から送信データの取り下げ処理を行い、正しいデータによる再送信が可能です。

**事前チェックについて**

- ・ 1日から8日頃までに、本番IDで請求した場合（本番環境での請求）は、国保連合会で仮点検を行い、エラー等の結果が出力された場合には、FAX等でお知らせします。但し、処理日程の都合上、仮点検を行えない場合もあります。

④ 受付点検・資格点検・支給量管理

国保連合会においては、受付点検・資格点検・支給量管理を行います。

上記処理後、市町村審査用資料情報及び、点検済情報を作成し、市町村へ送信します。

⑤ 審査

市町村において審査を行い、審査結果を国保連合会に送信します。

⑥ 返戻処理

④における受付点検・資格点検及び市町村からの審査結果により、返戻が発生した場合、事業所へ返戻通知情報を通知します。

⑦ 通知文書取得

請求月の月末～翌月1日にかけて「障害福祉サービス費等支払決定増減表」、「返戻等一覧表」を送信します。（請求に不備があった場合のみ）

⑧ 支払処理

市町村の審査結果資料情報に基づき、事業所へ支払決定額通知書等を送信します。また、支払決定額通知書に基づき、サービス提供月の翌々月15日に指定口座に振り込みを行います。

⑨ 通知文書取得

毎月、6～8日頃、⑧より出力された、「支払決定額通知書情報」「支払決定額内訳書情報」を、事業所は電子請求受付システムより受信します。